

日が落ちるのが早くなり、冬が駆け足で近づいているようです。皆様、お元気でお過ごしでしょうか。フランスで開催されている『バル・ド・マルヌU-16 国際親善トーナメント 2014』に参加しているU-15 日本代表は1日、大会第3戦でU-15 フランス代表と対戦し、3対3で引き分けました。この年代の選手たちが完全アウェーの雰囲気の中、地元フランスと対戦できたのは素晴らしい経験になった事でしょう。サイドバックが得点王になったり、フェアプレー賞をもらったり、観客から「ジャポンコール」が出たり、大会関係者から「ベストチーム」と称賛されたそうです。国際親善試合：日本代表 vs ホンジュラス(11/14)、vs オーストラリア(11/18)ご声援下さい。 中村

～建設企業の重機購入の支援事業が

平成 27 年 3 月 31 日まで延長されています～

国土交通省では、建設企業が所定の建設機械の購入にあたり、金融機関から購入資金の融資を受ける際の金利の一部、または割賦で購入する際の金利手数料の一部を助成しています。

なお、本事業の対象となるのは、金融機関から融資を受けて購入した建設機械、及び割賦販売により購入した建設機械となり、リース契約による建設機械は対象外となります。

対象者

県、市町村などと災害協定を締結している地域の中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業（これらの協力会社を含む。）が対象となります。

※中小・中堅建設企業の定義

資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設企業。

※協力会社の定義

建設企業の協力会社（下請等）のうち、災害協定に記載されている業務を実施する企業。

対象機種

建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルを含めた41機種となります。

※41機種の詳細は、振興基金のウェブサイトにてご確認ください。

助成対象となる購入日

ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルの3機種 平成25年1月11日～平成27年2月28日

その他の38機種 平成26年2月6日～平成27年2月28日

助成内容

初年度1年分の金利の2/3（ただし、上限は年利4%分まで）を補助します。

※1台あたりの金利助成上限及び1企業あたり上限台数はありません。

事業の詳しい内容やお問い合わせ先、手続きの流れについては下記を参照ください。

（一財）建設業振興基金金融支援部

TEL 03-5473-4575 FAX 03-5473-1593 <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

（山中、中山、森）

建設業Q&A

Q 「・・・定期点検」、「・・・保守」は建設工事に該当しますか。

A 単なる「・・・定期点検」、「・・・保守」等は建設工事に該当しないと思われます。ただし、建設業法第4条に規定されているとおり、如何なる名義に関わらず、建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約となります。建設工事に該当するか否かは、件名で判断されるものではなく、発注者とどういった内容の契約を結んだかで判断されます。（森）

文化の日

11月3日は文化の日で祝日です。文化の日は、国民の祝日に関する法律（祝日法、昭和23年7月20日法律第178号）第2条によれば、「自由と平和を愛し、文化をすすめる」ことを趣旨としているとされています。

1946年（昭和21年）に日本国憲法が公布された日であり、日本国憲法が平和と文化を重視していることから、1948年（昭和23年）に公布・施行された祝日法で「文化の日」と定められました。

文化の日には、皇居で文化勲章の親授式が行われたり、文化庁主催による芸術祭が開催されたり、博物館の中には入館料を無料にしたりするところがあります。（森）